

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 税務当局への相談・照会

会社が税務当局に行う相談・照会には、「タックスアンサー」「電話相談センターの電話相談」「税務署の面接相談」「事前照会に対する文書回答制度」「移転価格の算定に関する事前相談」があります。

「移転価格の算定に関する事前相談」は、将来の独立企業間価格の算定方法について、当局のお墨付き(事前確認、APA：Advance Pricing Arrangement)を得たい会社が申請します。事前相談で、(1) 国内のみの事前確認にとどめるか、(2) 相互協議を申し立て外国の税務当局にも確認を求めるかを、提出資料作成に要する時間・コスト、確認の有効性等を勘案しながら決定します。

	事前照会に対する文書回答制度※	事前確認 (APA)
窓 口	所轄税務署の法人課税部門 (局所管法人は国税局の調査部審理課)	国税局の法人課税課 (局所管法人は、国税局調査部の国際情報課など)
回答・確認までの所要期間	原則 3 ヶ月(約 1 ヶ月後に文書回答の可能性、回答時期の見通し等を口頭説明)	平均 24.7 ヶ月(相互協議を伴う事前確認の場合)
回答・確認の内容	YES・NO の 2 者択一の回答 (文書回答対象外の照会を除く)	独立企業間価格の算定方法等に関する日本・外国の税務当局の相互協議における合意(お墨付き)(国内事前確認は、日本の税務当局の「お墨付き」のみ)
照会・確認の期限	国税の申告期限前(源泉徴収は納期限前)	事前確認を受けようとする事業年度のうち、最初の事業年度開始の日の前日
回答・確認の内容公開	回答後 2 ヶ月以内に公表(ただし、申出により最長 1 年間の公表の延長可) 照会者名は、原則非公開	非公開
留意点	事前照会の回答がないことを理由とした申告期限等の延長ナシ (回答内容の不服、申告期限までに未回答であっても、不服申立て対象外)	相手国と租税条約未締結の場合には相互協議が行われないため、事前確認は、「(1) 国内のみの事前確認」を選択せざるを得ません

同一業種・業態に共通する取引等で多数の納税者からの照会が予想される場合には、同業者団体等からの照会が可能です。

お見逃しなく！

1. つぎに該当するものは、「事前照会に対する文書回答制度」の文書回答の対象外です。

仮定や複数選択肢がある事実関係に基づくもの、調査・徴収等の手続、個々の財産評価、取引等価額の算定・妥当性の判断、取引の主目的が税負担の軽減や通常の経済取引等として不合理と認められるもの、実地確認や関係者への照会などの事実関係の認定を要するものなど

2. 事前照会対象の取引に係る申告期限等を経過した場合、一切の回答が行われないため、所要期間を見越した早めの照会が必要です。事前照会する際は、取引関係者の了解を得ることをお勧めします。
3. 「相互協議を伴う事前確認」は、「国内の事前確認」にくらべて翻訳等のコストがかかるほか、事務負担が重くなります。国内の相談・確認は無料ですが、相手国で有料となる場合があります。